

令和2年1月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和2年1月28日(火) 午前9時00分～10時10分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：坂本康充 5番：堀田計一 6番：西和浩 7番：後藤ミホ 8番：平野豊文 (農地利用最適化推進員 6人) 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員： 0名 推進委員： 0名
出席職員	事務局長： 湊上達也 専門監： 三隅秀俊 主事： 眞崎哲子
会議録署名委員	7番：後藤 ミホ 8番：平野 豊文
議事日程	令和2年1月28日(火) 1日間
報告	(1) 1月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(非農地1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について ② その他
会議事件	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第2号 非農地証明願いの承認について 議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局 (事務局長)	ただ今から1月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さん、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。2020年の年頭ということで町長からご挨拶をいただきます。
町長 半渡 英俊	<町長入室> 皆さん、おはようございます。新年を迎えて初めての農業委員会でありますので、皆さんに、感謝とお礼の挨拶をさせて頂きたいと思います。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、常日頃から農業の基盤であります農地を守り、その農地を有効に活用する様々な活動をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。皆様方は、平成27年に農業委員会に関する法律が改正になりまして、いわば、一期生の農業委員、農地利用最適化推進委員ですが、もう早いもので今年の7月には、2度目の改選を迎えるということになります。

<p>町 長 半渡 英俊</p>	<p>皆さんと私の思うところは一緒でありまして、農地の最適化の推進を実現し、担い手を応援していくという活動に変わりはありませんのでまた引き続きご尽力頂きたいと思っております。特に今年の農業分野はいろいろな意味で宮崎県にとってはいい風が吹いていると思いますし、農業政策を進めていく中で、追い風になっているところでもあります。風を利用しながら木城町の農業振興に皆様方と一緒にタッグを組んで努めていきたく思いますので、これからもご協力、ご支援を頂きたいと思っております。新年も早いもので28日目となっております。どうかお体に十分気を付けて頂いて、今年も一緒に頑張ってください。今年も一緒に頑張ってください。今後とも宜しくお願い致します。</p> <p><町長退室></p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>それでは皆様、ご起立ください。ただ今から2020年1月期の木城町農業委員会定例総会を開会します。一同、礼。ご着席ください。よろしくお願い致します。</p> <p>ここで報告とお願いになりますが、前回の農業委員会の定例総会が終わった後、農業委員の皆様に残って頂いて会議を持ちました。会議の内容ですが、農地利用最適化推進委員の方から「定例総会において議案に対し意見を述べる機会がない」というご意見がありまして、そのことにつきまして、農業委員と事務局にて協議をさせて頂きました。農地利用最適化推進委員には当然、議案の議決権はありませんが、多方面からの意見を聞くことは望ましいのではないかとということになりまして議案に係る質問・意見を聴取する際に、農業委員と同じく農地利用最適化推進委員につきましても担当地区以外の案件であっても質問や意見を受けつけるということで農業委員皆様の了解が得られました。本日の定例総会から農地利用最適化推進委員の皆様につきましては議案に対する質問・意見につきましては担当地区外につきましても受付させていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>一言いいですか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>はい、</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>それは推進委員の意見は聞かんと、その幹部だけでやると決められたのですか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>基本的には、農業委員会の総会につきましては、農業委員会と事務局の方で議事とか進行の方は決めさせて頂きますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>私はこの会議に出ておりまして、やはりいろんな意見を言いたいとか、また判らないところはですね質問したいというような気持ちはずっと持ってたんですよ。しかしこの会議はですね、そうゆう、ま、ゆうたら無駄なことを言うたらあかんとそういう雰囲気や占めて、ま、ゆうた要件事実だけをきちきちとや</p>

<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>るような会議でしたので、私は「ああ、そうかな」とそりゃ上の農業委員会長それから事務局長がやられてるんだらうなと思ってた。今、急にですね、あのう、これからは推進委員もいろんな意見があったり、聞きたいことあったら、この本会議でやっていいというようなことをね言われたんで、え、また、その何と言うか、あのう農業委員と推進委員は区別をされてるのかなというふうに思っている訳です、びっくりしました。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>あのう、基本的にはですね、おっしゃってることは判りますが、私たちが出した意見というのは、農業委員会の総会に対して後退する意見ではないと思います。あのう、前進する意見だと思しますので、その分につきましては前回、残って頂いた農業委員で農業委員会の運営について話し合いをさせて頂いたということですので。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>そういう所から、みんなこの会議に出てる訳ですからね。雁首を並べている訳じゃないんですよ。意見はいつでも言いたいんですよ。しかし、あのう、事務局長が何かあったら、ことあったら、それは打ち切ってやって行こうというお考えやから、そりゃ仕方ないわなというふうに私は思ってた訳ですよ。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>事務局長が打ち切ってるということは一度もありません。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>それを感じてるんですよ。推進委員として。それをやはりね思うばからんといかうんとちやうとちやいますか。こういうそのもの凄く厳格に、もういつもあのう、会長はこの議事録にのっつてもう一部の隙もないように、ずっと、充足してやっておられる訳ですよ。しかし私たちはですよ、ただ、ああ、こんなものがあるんやなということを知りたいですか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>だから、そういう形で意見を拾いあげようという形で。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>だからじゃないでしょ。もう、相当、もうあと辞める時期が決まってから、それを誰が発案したんですか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>田村推進委員におかれましては、この意見については反対なんですか。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>いや、意見じゃなく、そういう意見が出たときに、推進委員の意見をですね、ああ、それはよかったですねというような意見を出す雰囲気をしてほしいと言ってる訳ですよ。今までずっと推進委員になってから、あのいろんな法律、事例とか、そんなところでも意見を言いたいところがありました。しかし、この議事については一切言うた・・・(聞き取れず)、最初に私はね、あのう、三隅専門監に言ったことはあるんですよ。そりゃあ議決権はないけれども、いろんな意見言うのはいいんじゃないかなと言ったら、「まあ、そう決まっていますからね。」と仰っておったから、まあ、私はずうっと、あのう、そういう風なとりなしだということで、最終的には、その意見を出そう思っていたんですよ。</p>

<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>いや、うれしいことに、もう、頭の上からお前たちも言うていいということと言われたんでね、私はいつでもそう思っている訳ですよ。</p> <p>(注：事務局長 「あのう、言葉づかいをちょっと気を付けていただきたいと思います。」</p> <p>言葉づかいはと言うけどね、全然私たちはね、自分の案件以外はもう沈黙をずっと。そんな会議に出たことないんですよ私は、今まで。いろんな所で経験してきましたけど。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>ですから、後退させたいんですか。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>ほら、そういう・・・(聞き取れず)・・・あなたは、いつでも。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>おっしゃっていることがですよ、私どもから提案したことに対して。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>ほら、あんたは、上から目線やないすか。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>どこが上から目線なんですかね。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>上から目線、決まったからあなた達は従えということじゃないですか。その時前回の26日の時でもほんなら推進委員の人も同じようなものすごく重要な案件を私たちはいつでも来ているんですからここに出席させてもいいじゃないですか。それをあなた方は決めてですね、これからこうしましたじゃ、もう今まで2年何ヶ月やってきたんですよ、私たちは。研修も行き、また、今度の2月の研修も行きいろんなことをやってきたんですよ。まあ、それが私の意見ですね。今回煮詰まったことに対して。</p> <p>決まる前に民主主義の場合は色んな意見を聞くと。そやから、今度の農家台帳調査でも、もう決まったことじゃなくて各個別的にいろんなどこに行っている意見を聞いている訳なんですよ。それを私は言いたい。一方的に決まったからやれ、そんな会議じゃないでしょう、これは。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>あのう、田村推進委員が推進委員になられる前に、募集要項をお読みになりましたか。それを読まれたらですね、今のようなことは言えないと思います。</p>

<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>そうですかねえ。今回の議事録に載せてオープンにさせていただきたいね。ですが、会長、なる前に規則を読まれたんですかというのは、失礼ではないですか。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>田村推進委員は、それを読んでいないような言い方をされていますから聞いているんですよ。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>私は聞いて、一番最初もいろんなことがあったときには読んで議決権はないけれども意見とかそれとかいろんなものがあるときは、聞きましたら、いやそれはもう推進委員は駄目だという風にですね。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>あのですね、要項の中にはですね推進委員は自分の担当する区域内のことに おいては意見は述べられます。ということは謳ってあります。ただし、自分の 枠外のことはものは言えませんということはちゃんと書いてあるんですよ。 おたくは、ちゃんと理解されて来られていると思っているんですがね。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>でしたら、12月に決められたことは担当外でもいいと言われたんですか。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>田村推進委員は、まだ理解されていないと思います。今、局長が言われたのは、担当地区外でも意見があれば意見を聞きましょうということなんです。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>そうでしょ。理解していないことはないですよ。今までは、会長が言われるように担当外でしたら、それは意見も質問もできなかつたんですよ。それを会長は規則を読まれたんですかとおっしゃったじゃないですか。 ほんなら、そういう規則がありながら農業委員会の事務局と農業委員との間では担当外でもいいと決められたんですか。ほんなら規則を破ってそういうことができる訳ですか。 (注；事務局長 「規則というのは無いですよ。」)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>木城町においては、そのほうが人数が少ないですから、その方がいい運営が出来て、いい意見が聞けるのではないかとこの意見です。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>だからですよ、会長、私もね、やはり農業委員会で委員さん、推進委員さんでも判らないことがあると。だから一番最初からいろんな問題があったときは質問したりいろんなことをして議決については一切お任せしますという感じだったんですよ。しかし、最初のときから、もうそれは無いとおっしゃるからね、だから、私はずうっと黙っていたんですよ。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>あのう、基本的には田村推進委員のおっしゃってた不満というのはあったと思いますが、先進視察とかそういうところに行ったときに田村委員の意見からものですね、そういったところで意見をいう場が欲しいというような話が出ました。今回研修に行った時に。それについて先進地視察に行ってそういった意見がでたときにそれを汲み上げなければですね我々は何のために先進地視察研修に行っているのか判らない。だから、いい方に関してはどんどんと改革を進めればいいと思っているんですけども。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>判りました。議事を始めていただいて結構です。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>皆さん、冒頭から申し訳ないですけどもご協力のほうをよろしくお願い致します。 それでは、会長のあいさつをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>今、いろいろと話をしたとおりであります。木城町の少ない人数の中で、木城町の農地を支えていかなければならないという使命があります。みなさんそれぞれの担当地区を守って頂くということもありますし、それぞれの任務を果たしてもらいたいと思っております。現在の皆さんの任期が7月19日までですから、それまでは責任をもって任務にあたってほしいと思います。今日は1月の初めの会です。何かいい方向に向けてということで、局長と相談をしまして皆さんの意見を入れようということで話を委員の皆さんにお諮りをして、今、局長が説明したとおりです。そういうことを踏まえていただいて前向きにですね考えてもらえばいいかと思っております。どうかよろしくご審議をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事進行をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から令和2年1月期の定例総会を開会いたします。 本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名全員出席ですので合計13名の出席となります。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、7番後藤ミホ委員と8番平野豊文委員をお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と眞崎主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の7ページをお願いします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号1番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 8,281 m² 他 10筆 計 田 10筆 地積 10,075 m² 畑 1筆 地積 8,281 m² 合計 11筆 地積 18,356 m² 移動区分 使用賃借 借賃 無償 経営状況 家族 5人 労働力 3人 経営面積 18,356 m² 移動の理由 農業者年金に伴う使用賃借再設定 担当は、8番平野委員です。資料につきましては9～10ページに添付してあります。</p> <p>受付番号2番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示大字椎木字一向瀬〇〇番 地目 畑 地積 37 m² 他 2筆 合計 畑 3筆 地積 997 m² 移動区分 売買 価格 全部で 450,000 円 経営状況 家族 5人 労働力 1人 経営面積 11,734 m² 移動の理由 規模拡大 担当は、8番平野委員です。資料につきましては11ページに添付してあります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明終わりましたので、担当委員の説明に入ります。1番は更新でありますので説明は省きます。2番につきまして8番平野委員から説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 平野 豊文</p>	<p>譲受人の〇〇さんに関しては旦那さんの体が弱ってきて農作業できないということでもあります。田は、息子さんが耕作されるということですが、畑は誰か買ってくれる人はいないだろうかということで、〇〇さんが近くにおりまして、藤井推進委員と一緒に行って話をしましたところ、私が買いますとご返事を頂きました。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請であります。受付番号1番、2番について質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですのでお諮りします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請について受付番号1番、2番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	全員賛成ということですので議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の承認について受付番号1番、2番につきましては原案どおり承認可決とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第2号非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事務局 （事務局長）	<p>資料の12ページをお願い致します。議案第2号非農地証明願いの承認について非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号5番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 木城町大字高城字岩戸〇〇番 地目 畑 地積 1,326 m² 現況地目 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができずと見込まれる場合。 担当委員は、5番堀田委員です。資料につきましては13ページから15ページに添付してあります。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、事務局より写真説明をお願いします。
（事務局） 眞崎 主査	（プロジェクターを使用し写真説明）
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは説明が終わりましたので5番堀田委員の説明をお願いします。
（5番） 堀田委員	今見てもらった通り〇〇さんの家の後ろになります。今の状態では農地への復元は困難だと思っています。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第2号非農地証明願いについて受付番号5番について質疑のある方をお願いします。
（農地利用最適化推進委員） 田村 和之	いつも非農地証明のこういう案件が出てきたときに、これは農業委員、又は推進委員から〇〇さんへ働きかける事例が多いのか、それとも所有者の方が相談に来られるのか、どちらなのでしょう。概略を教えてくださいませんか。
（事務局） 三隅専門監	本案件につきましては、ご本人が相談に見えられています。毎年、委員の皆様は農地の利用状況調査（1筆調査）をお願いしていますが、B判定が出た場合には、農地の場所・その状況にもよりますが、非農地証明の対象農地と考えられます。今回の場合は、ご本人が、もう農地としての活用は難しいとのことでしたので利用状況調査の判定を確認させていただきましたところB判定がつ

(事務局) 三隅専門監	いていました。事務局において再度現地を確認し、非農地証明の対象農地と思われましたのでご本人に非農地の証明願いを提出していただきました。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第2号非農地証明願いについてであります。受付番号5番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第2号非農地証明願いの承認について、受付番号5番につきましては承認可決とします。</p>
議長 (会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第3号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	<p>16ページをお願いします。議案第3号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番受付番号1番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字下鶴〇〇番 地目 田 地積 984㎡ 合計 田2筆 地積 2,498㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で700,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2020年2月29日 担当は8番平野委員です。資料は、17ページに添付してあります。</p>
議長 (会長) 鎌田 勝敏	受付番号1番につきまして、譲受人、譲渡人が町外ということですので事務局から説明をお願いします。
(事務局) 眞崎 主査	譲受人、譲渡人の方は親族であられるということです。現在、申請地は譲受人が耕作されており、今回、譲受人が買われて所有されるということで申請がありました。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。議案第3号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。受付番号1番につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。
(5番) 堀田 計一	疑問だけです。あのう、身内と今言われたのですが、普通なら無償かなと思ったんですが。
(事務局) 眞崎 主査	そうですね。遠い親戚ということみたいですね。

<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>この〇〇さんは、農地法に基づく要件は備えられているんですか。</p>
<p>(事務局) 眞崎 主査</p>	<p>この方は木城町の認定農家になられています。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りしたいと思います。</p> <p>議案第3号農用地利用集積計画（所有権移転）について受付番号1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第3号農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について受付番号1番は原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>18ページをお願いします。議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番 受付番号1番 移動区分 使用貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字似り出口〇〇番 地目 畑 地積 807㎡ 他15筆 計 田1筆 地積 1,812㎡ 畑 15筆 地積 47,620㎡ 合計 16筆 地積 49,432㎡ 利用目的 その他作物 始期終期 2020年2月11日から2030年2月10日（10年間） 借賃 無償 経営面積 10.1ha 家族数 3人 稼働労働力 3人 3番坂本委員が担当で、更新となります。資料は25から26ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号2番 移動区分 使用貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字鳥居久保〇〇番 地目 畑 地積 931㎡ 他3筆 合計 畑 3,922㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2020年2月11日から2025年2月10日（5年間） 借賃 無償 経営面積 2.4ha 家族数 3人 稼働労働力 1人 5番堀田委員が担当で、更新となります。資料は27ページに添付してあります。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>整理番号3番 受付番号3番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字柳ノ本〇〇番 地目 田 地積 1,170 m² 他 11 筆 合計 田 12 筆 地積 11,414 m² 利用目的 稲作 始期終期 2020年2月10日から2025年2月9日(5年間) 借賃 粃2俵(1俵30kg)/10a 経営面積 5.1ha 家族数 4人 稼働労働力 2人 1番の鎌田会長が担当で、更新となります。資料は28ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番 受付番号4番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積 7,472 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2020年2月1日から2021年1月31日(1年間) 借賃 10,000円/10a 経営面積 17.8ha 家族数 6人 稼働労働力 5人 3番坂本委員が担当で、更新となります。資料は29ページに添付してあります。</p> <p>受付番号101番から105番の案件につきましては、農地中間管理事業の賃貸借契約となります。借受人は全て、公益社団法人宮崎県農業振興公社となります。1月20日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田1筆の1,317 m² 畑8筆の7,581 m²の集積面積となります。資料は24ページに添付してあります。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画(利用権設定)については、全てが更新あるいは公社扱いということですので、担当委員の説明は省かせて頂きます。</p> <p>整理番号1番受付番号1番につきまして議事参与に関係する委員がおられますので退席をお願いします。</p> <p><議事参与関係委員退席></p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第4号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。受付番号1番につきまして質疑のある方は、挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第4号農用地利用集積計画(利用権設定)について、受付番号1番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>全員賛成との事ですので議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号1番につきましては承認可決とします。</p> <p>< 議事参与関係委員着席 ></p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは次の質疑に入ります。議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号2番から4番につきまして質疑のある方は挙手の上受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号2番から4番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号2番から4番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号101番、102番、103番、104番、105番につきまして質疑のある方は挙手の上受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p>
<p>（6番） 西 和浩</p>	<p>受付番号104番の賃借料のところが空白になっているのですが。</p>
<p>（事務局） 眞崎 主査</p>	<p>すみません。使用貸借で借賃は無償になります。記入が漏れていました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号101番、102番、103番、104番、105番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので議案第4号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号101番、102番、103番、104番、105番につきまし</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	ては承認可決とします。 以上で本会議を終了致します。
協 議 会	1 2月の行事予定について 2 その他
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上をもちまして、令和2年1月期の定例総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。 議 長 署名委員 署名委員